

高群逸枝と柳田国男 2 村上信彦

最後の人(四) 石牟礼道子

高群さんの思い出 種元勝弘

編集 刊行の趣旨ときまり
編集室メモ
写真集その4

高群逸枝 雑誌



季刊

高群逸枝雑誌 第四号
一九六九年七月一日発行

責任者・橋本憲三

発行所・高群逸枝雑誌編集室 (郵便番号 83)

水俣市幸町六の一五 定価 一二五円

高群逸枝

日本婚姻史

△出版元から新刊の本が届けられたとき▽彼女はその日の日記に、飾りのないことばで、つぎのように書いた。(注・死の前年一九六三、五、二七)
「日本婚姻史」は、わが国最初の婚姻史—説明がいるが—であり、とくに婦人解放の学問的基礎である意義をもつものであるが、いわゆる先駆的婦人運動者を含めて、どれだけの婦人がこのことを理解し、かつ支持するか。進歩派と称する婦人グループは、婦人自身の声にきかず、もっぱら進歩派の男性に依存しているが元来それら男性はなんら解答をもたないのだ。彼らはほとんど無知なのだ。保守派の婦人グループとてもおなじで、すべて無知ゆえのゴウマン、浅ぱく、疑いぶかさ、軽卒な世迷いごとに蔽われている現状なのだ。 —「火の国の女の日記」より—

日本歴史新書

本書は、重要な史上の文化事項・人物・都市などの諸問題を、多種・多彩、百五十項目におよんで取り上げ、その一つ一つを、「おもむき」をこらして「ため」の工夫を十分凝らしつつ、現段階の研究成果に基き学術的に究明したものである(詳細内容見本送呈)

飛鳥白鳳天平等美術	神武天皇	年中行事	北九州の古代遺跡	彌生時代の神話	日本貴族と農民	奈良時代の貴族と農民	世阿弥と利休	親鸞・道元・日蓮	五山の文学	一向一揆	日本山文	日本史の探
野間清六	植村清二	和歌森太郎	鏡山猛	関 晃	松本信広	弥永貞三	桑田忠親	増谷文雄	大勢次郎	玉村竹二	笠原一男	笠原一男
町神人	日本刀	氏馬の台	邪馬台	神代文	神話の時代	江戸時代の農民	南北朝	東大寺と国分寺	日本建築	日本の修史と史学	日本の庭園	日本の修史と史学
石田一良	原田敏明	佐藤真一	阿部武彦	榎一雄	藤岡通夫	肥後和男	安藤精一	村田正志	石田茂作	藤島義信	坂本太郎	坂本太郎
昔話の歴史	古墳文化と古代国家	遊女の歴史	謙信の歴史	日本婚姻史	日本信史	日本文学史	鎌倉の歴史	宗廟の歴史	日本願	日本の仏教	大野邊之助	大野邊之助
川副武風	斎藤 忠	井上鋭夫	高群逸枝	水野 祐	渡辺 保	今枝 真	金井 圓	井上 鏡	井上 鏡	井上 鏡	井上 鏡	井上 鏡

東京新宿区方町27
電話(260)2211代表 至文堂

写真集 その4

化粧室 その人なき

(2ページ)

らくがき

(3ページ)

①桜通りにてとあるのはK
が渋谷に行った帰り家の近
くのそこから買ってきたこ
とである。

おしろいの匂う女の書斎
かな 60.10.1

②娘時代の義妹の写真のう
らに。

花のごと笑みにけらしも
わぎもこが乙女さびして
笑みにけらしも

愛鶏タロ

(27ページ)

種元勝弘氏撮影。

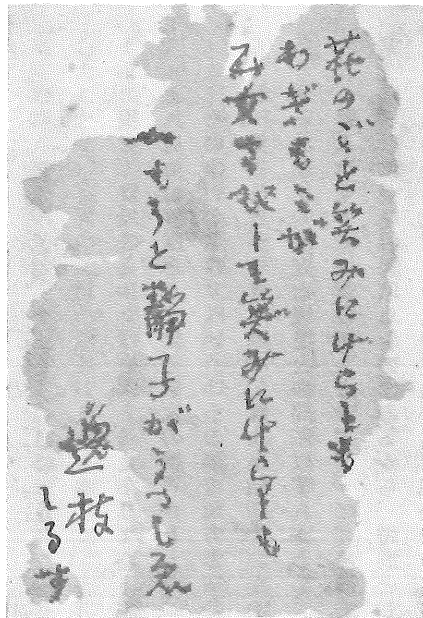
ベッド

(20ページ)

二階書斎

(31ページ)

化粧室・らくがき①・ベッ
ド・二階書斎=桑原史成氏
撮影。



高群逸枝と柳田国男 2

村上信彦

婚制についての柳田国男の代表作は昭和四年の「聾入考」であるが、その後高群逸枝の「母系制の研究」「招婿婚の研究」が公刊されて、両者の学説がまったく対照的であることが明らかになったこと、しかも柳田国男は高群学説を批判せず黙殺したまま「立論の根本は誤ってはいなかった」と自著について語っていることはすでに述べた。これを自信のあらわれとみるか偏狭とみるかは人によるが、いずれにしても両者の学説の比較は検討されたことがない。そこでまず確かめねばならないのは、史学にたいするフォークロアの寄与という点で定評のある古典的な「聾入考」がなにを、どのように語っているかということである。

「聾入考」は名著としてすでにひろく知られているから、女性史に関心のあるものは当然よんでおかねばならぬ文献の一つである。簡単に内容を要約してみると、次のようなものとなる。

1. 現在では婚礼といえは嫁入と考えられているが、それ以前の段階として聾入儀式の慣行があった。
2. その慣行の名残りはいろいろの形で地方習俗のなかに見ることができるので、嫁入を結婚そのものとする法制上の規定と現実との間にはずれがある。
3. 聾入はすべて「聾の初入り」であって、終局的には男家に女を引き取るものであるから、婚制としてはいつの時代でも嫁入婚であった。「婚姻の方式が二通り以上、始めから斯邦にあったものとは認め得ない」。
4. 嫁迎え儀式が重大になったのは、遠方婚によって幾十度にもわたる往復が不可能になったためである。
5. 一家の労働力である女を他家に引渡すには「家長の承認を必要としたであろうし、其承認は通例聾入の形を以て与えられていたのだから、聾入は即ち嫁入に先立って行われなければならぬ儀式であった」。

6. 結婚と、娘の労力を他家へ委付することとは別であるから、まして女家に聾が泊り込むことで「嫁の家族に編入せられたものの如く解して」女系支配の面影をそこに見ようとするのは無茶である。

7. 若者仲間等の団体生活の弛緩と崩壊が日本の婚姻制の外形を変化させた主要な力であった。

その他、細かくはいくつもあげることができるが、ここで扱おうとする問題を中心とすると、右の諸点に絞られよう。

これらはいずれも従来の史学のいわば盲点を衝いたものであった。事件史を中心とする歴史は生活史をうとんじてきたし、あらゆる人々によって営まれる一般的な婚姻の形態が注目されることはほとんどなかったから、嫁入に先立って聾入儀式の慣行があったというだけで、新鮮な印象を受けた。まして柳田国男は例によってこの事実を直線的にでなく、豊富な実例を駆使して多角的に立証してみせた。このような生きた問題を明らかにするには、いかに史学がフォークロアの力を借りねばならないかを十分に意識し、且つ自負していた。「私の婚姻習俗の研究は柳田国男先生の注目すべき論文『聾入考』に触

発されたものだ」と著作集第六巻「婚姻・労働・若者」の序文に記した有賀喜左衛門はまた、「柳田先生はこのこと（註、多くの学者たちが民俗研究を認めていなかったこと）を十分承知しておられたのだから、まるで敵地に乗り込むかのような気負った主張がこの論文のいかなる行にもみなぎっていて、『聾入考——史学対民俗学の課題』というサブタイトルが強烈な印象を読者に与えた」とも書いている。たしかに「聾入考」はそこに見られる博学とひろい調査と、立論を支えている多角的な観察や傍証で人々を圧倒したのである。

このことがまず重要である。「聾入考」の強烈な印象は、フォークロア研究が史学の怠慢を指摘してみせたこととにあった。それを具体的に言うならば、漠然とした婚制を民俗資料で実証してみせたこと、これまで結婚といえは嫁入儀式で代表されると信じていた人々にとって、それに先立つ聾入の儀式が存在していたことを明らかにしたこと、業績の光輝の焦点はそこにあった。そして当時の時点においては、そのことひとつが革新でありうるし、史学との対決の意味を持つことができた。と同時に他の一方で、聚嫁婚が日本古来の婚制だという主張は

当時の定説であったから、聳入は聳の初入りで招婿婚をいみしないという結論は、当然史学との対決とはならず、いかなる衝撃をもあたえず、そのまま受け容れられて批判の対象となることはなかった。言いかえるなら、それが正しいか否かは検証されぬまま、聳入儀式という新しい分野の開拓だけで成果を問われたのである。

すくなくとも史学との対決の焦点がそこにとどまるかぎり、「聳入考」は誤っていない。なぜなら嫁迎え儀式に先立つ聳入儀式の慣行のあったことは事実だからである。そしてそれ以外のより重大な婚制にかかわる問題は暗黙の同意によって明るみに出ることなく、当時の評価がそのまま今日まで引き継がれている。いわば部分的真実が全真実にすりかえられて評価されているので、そのため「聳入考」は永遠に傷つくおそれがないという奇妙な結果になっている。だがもしも聳入儀式の慣行がなぜ生じたのか、それが嫁迎え儀式になぜ取って代られたのかという立場から柳田国男の解釈を検討してゆくと、問題はまったく別のものとなるのである。

×

め、文書記録の史料が偶然にすらあまり残っていないこと。

五、したがって、実際にはいかに大切な、また人の知らんとする歴史であっても、在来の手段のみでは明らかにしえないようなものであること。

そして柳田国男はこの条件に従って四十年にわたる調査と研究をつづけた。もちろん途中からは彼の趣旨に共鳴する人々によって組織もでき、機関誌も発行され、全国各地の多数の協力者を生んだので、さもなければいかに柳田国男が精力的に日本を旅行したとしても年々歳々死亡してゆく人々の記憶や口碑をこれほど老々に集積することはできなかったのであるが、その中心にあって、報告される無数の事実を分類し、比較し、系統づけて、庶民生活のほとんど全領域にわたる書き残されなかった歴史を明らかにしたのは彼の業績であった。努力が超人的なばかりでなく、全領域の錯綜した事実を把握し適確に判断しうるるとい直観力と博大な能力をものがたっている。

その彼が在来の史学にたいして不信の念を抱いていたことは当然で、警告や批判の文章をいくつも書いており、

フォークロアないし民俗学の方法は一般的な生活にみられる事実の発見と採集を基礎としており、それも限られた土地の事実だけでなく、できるだけ広い地域にわたって行なわれなければならない。採録したものを分類し比較して一定の結論を打ち出すために必要だからである。だからフレイザーのごときも「サイキス・タスク」でこの方法は個人の能力に任せておくべきものでなく、広汎な協同作業が必要であると言っている。柳田国男も「現存の習俗に拠って、歴史と共同の問題を解説するという場合でも、それには少なくとも四つ又は五つの条件の具わることを必要としている」(「聳入考」、以下も同じ)とのべて、次の点をあげている。

一、信ずべき実例の数あること、殊に隔絶した土地どうしの一致。

二、保存が無意識に行なわれ、理由が不可解のごとく認められていること。人間の所行に趣旨のなかったものは有りえないのに、それが忘れられているとすれば前代の残留であることが一応は推測される。

三、資料の集積と比較の可能なこと。

四、問題が昔風に言えばあまりに凡庸微細であったた

ときには辛辣な冷笑に近い言葉も洩らしているが、とくに重要に思われる警告の一つは、文書資料を過信するなということであった。これまでの史学はほとんどが文書資料に拠って書かれ、論じられている。そして史学の研究分野が細分化し専門化するにつれて、ますますその傾向は顕著となり、未発掘の断片的な文書記録の発見が大きな功績のようにみなされて、あたかもそれを競うことが研究目的と化しているような観がある。しかし柳田は次の点を指摘する。文字に書かれ書物として残っているようなものは、かならずしもその時代にひろく認められ一般化している事実とは限らない。むしろ特殊な事実や目新しい事実が多い。なぜなら、だれもが知っていることや共通体験として持っているものはわざわざ書き留めておく必要がなかったからである。書き留めておきたいという衝動は、その時代として新しいもの、特別なもの、一部のものだけが知っていて他のものが知らないようなものに向けられる。ところが後になってそれら文書をよむ人々は、書き残された文書だけが信頼できる史料だと思ひ込むために大きな誤りを起すのである。では、実際にその時代に普遍的であった事柄はどうして知ることが

できるか。記録に値いすると思われた特殊なものが文字に書かれたのと反対に、一般的な、したがって本質的にその時代を代表するようなものは、もっぱら語り伝えられた。人々の口には上ったが書かれなかった歴史、常民の間に語り伝えられた伝承を探り出すことが正しい歴史を知るために不可欠なのである。

これはきわめて重大な指摘であって、私なども歴史を見る場合につねにこの立場を忘れないように努めている。しかもこれは現代にもあてはまる教訓なのである。分りやすい一例をあげると、戦後の女の服装の流行で、昭和二三年はロングスカートの年だと言われており、現在でも服飾界の定説のごとくなってしまうている。その理由はどこにあるかという点、当時の新聞・グラフ・雑誌などに、一様にロングスカートの女の写真のせられてくるからであった。写真は現場証拠のようなものだから、確実な資料として服飾史や流行史のたぐいの書物に転載され、ますます既定の事実として通用している。私はそれが誤りであることを「あぐらをかく娘たち——戦後女性風俗史」のなかで立証した。私に言わせるならば当時の新聞記者や編集者がわざわざ写真に撮ってまで報道し

ればリュックにつめられて買出しの食糧と交換に流出し、タケノコ生活も底をついた頃であった。一部の富人だん々はべつとして、一カ月の生活費千八百円ベースを強いられていた一般庶民の家庭で、どうしてヤミ衣料を買って流行を追う余裕があったろうか。大半の市民の娘はおしゃれどころではなかったのである。

しかしだれもが共通体験として持っていた当時の平凡だがそれだけ一般的な事実、なりふりかまわぬ服装で街を歩いても笑うものもなかった事実は、特別の報道価値がなかった。特殊の目に立った姿がマスコミの対象となった。それが記録されたすべてであったから、一部の事実が拡大されて現実とすりかえられ、定着してしまった。一方では当時の体験は忘れられ、あいまいなものとなり、この錯覚を訂正するものはなくなるとうとしている。これがわずか二十年前である。だとすれば百年、数百年前に同様のことが行なわれる可能性はいくらも考えられることで、文書偏重の史学にたいする柳田の警告は十分以上に理由のあることであった。

たのは、だれもが着ていたからではなく、逆に一般の服装ではなかったからで、めずらしい目新しい現象だったからニュース価値があったのである。つまり、ロングスカートが存在したことは事実でも一部の事実にすぎなかった。

その証明は当時の生活を分析すれば容易にできる。昭和二三年はまだ戦後のすさまじいインフレが進行していた年であった。実質賃金は戦前（一〇年）の三八％に下落していた。そして生活費の六割以上が食費だった。東京商工会議所の調査によると当時のヤミ価格は米一升六十円、イモ百匁三元、牛肉百匁八十円にたいし、銘仙一反八百円、靴下一足七十円である。これを戦前からの上昇率でみると、米一六二倍、イモ九七倍、牛肉九七倍で、そのうち、米が群を抜いているが、銘仙は一五九倍で米とほぼ匹敵し、靴下は二八〇倍で米よりはるかに高い。つまり繊維製品は生きてゆくために欠くことのできない食糧よりも高かった。これは衣料切符が有名無実化して配給が行なわれず、一般庶民はつぎ当てに使う補修布や縫糸にすら困っていたからである。しかも各家庭にあった退蔵衣料の多くは空襲で焼けてしまったか、さもなけ

これだけのことを頭に入れておいて、私たちは柳田国男の方法論に入ってゆかねばならない。まず第一に言えることは、在来の文書偏重の史学にたいする警告は絶対に正しいものでありながら、それが現実にとどのような結果を示しているかということである。彼は民俗学を歴史の欠陥を埋めるためのもの、「救済の策として」「いかなる程度にまで史学を補助し得るかを説くべく」提出した。独断や偏見の多い点を訂正しつつ、言うならば硬直した史学に血を通わせて、生きた人間の歴史を再現させようとするのが、彼の意図した民俗学の任務であった。だが実際には、正当なその範囲を逸脱したというのが、私の偽らざる印象である。

時計の振子は惰性によって、静止点を越えて他の極に揺り動く。柳田国男の博識と鋭い観察力はこれまで人々に見落されていた無数の事実を掘り起し、それがいかに私たちの生活に重要な意味をもっているかを教えてくれた。発見が新鮮で豊かであるために、それらは抗いがたい説得力をもっている。またその大半が生硬な史学の欠陥を埋めるのに役立つことも否定できるものはない。彼はそのことをよく知っている。一切の成果を見

下せる高みに立っていた彼は、これまでの史学の生硬さや未熟さがあまりに目につき、特に一定の思想で色づけられた性急な断定に嫌悪の念を抱いた。そして、それ自体は自然でもあるこの感情と自負の念は、史学を救済し補助すべき民俗学の役割を過大評価する結果になった。自己の収獲の重さのために柔軟性を失ったとも言える。文献偏重を戒めるのは、他のあたらしい方法を提供して、従来の方法が見落した間隙を埋めるためのものだったのに、文献資料そのものの軽視となった。足りぬものをおぎなう筈のものが、それに取って代ることとなった。

これは、もしこの原稿が今後も連載を許されるならば当然触れる予定の女性史全体についての柳田国男の発想を分析することによってそう明らかになると思うが、婚制ひとつをとっても言えることなのである。それ自体は正しい民俗学上の事実と、それをどう解釈するかは歴史的なみかたとの大きな裂目がそこにある。

「聾入考」で彼は、聾が仲人や近親者に伴われて新婦の家にゆき、そこで嫁渡しの盃事をする例を多数あげている。それらは地方によって細かい相違はあっても、共通しているのは婚礼の祝言だということ、新婦が男の

って度々の集合が不便になったことや、酒宴がしだいに華美になって何回も重ねることを好まなくなったこともあるが、「それよりも根強い隠れた動機は、聾入終つて後の聾を宿す設備が、行届かぬようになったことであろうと思う」と述べている。またそのさきで次のように補足している。

「要するに聾入を嫁入より先に行なわしめるのは本意であるが、両者の期間を永く隔てて置くと、直ちに聾をどうして寝かせるかの問題を解決しなければならぬ。だから聾養子の場合には内祝言があるが、嫁取の場合には『足入れ』又は『鬩跨ぎ』などと謂って、先ず緑女の引渡しをする他は無かった。それも余りに略式に過ぎるとすれば、爰に最も気ぜわしい、嫁入当日の聾入ということが、案出せられずには居なかつたのである」

これに反して、瀬戸内海の島々では、聾入と嫁入との間隔の永い例がいくつも見られる。つまり、まだ現代化されない型である。備中の北木島などでは「樽入れ」に相当する「おミキを入れる」ことが婚作法のもっとも重要な部分をなしており、「以前は恐らく是も聾自身の初入であつたらうが」今日は聾方の親友または一家の

家に引取られるまえにまず行なわれる。また、婚礼はしたが嫁入りの時期と一致せぬ例のきわめて多いこと。女が実家に何年もとどまっていた、男は女の家に通う慣習のあること。そのためヘヤと称する別棟の寝所のあること。あるいは両者の中間に泊り宿のあることを述べている。また彼がヘヤの集合体であろうと推測している娘宿や若者宿の、結婚に果した重要な役割についても例証している。これらの多くは明治のころまで残っていたので所によっては大正昭和の頃までその面影を伝えており、古老の話からも体験をうかがうことができる。

問題は、これらの事実の持っている歴史的な意味や、それに関連しているさまざまな派生的な事実をどうみるかである。

柳田国男の定義づけているいわゆる聾入（以下その意味に用いる）と嫁入（嫁迎え）との間の期間は所によって著しい差があるが、のちには嫁入りがすんでからの里開きですませてしまふようになった点からも聾入儀式の簡略化は明らかで、そのひとつ前の段階では、嫁入当日の午前中にせわしなく聾入の盃事が行なわれたりする。この理由を柳田は、親族縁者が遠く離れて住むようにな

のが酒肴をたずさえてきて共に飲食する。この式がすみさえすれば聾は公然と聾であつて、それからは大抵女が身重になるまで、二年でも三年でも夜は嫁の家に来て休息することになっている。「だからこのあたりの島々では、結婚と娘の労力を聾の家へ委付することは、全く別々のものと考えられて居るのである」

聾入から嫁入までに相当の期間のあつたこと、それがしだいに縮少して嫁入当日の聾入となり、はては現在のようになつたことも省略して嫁入後の里開きですませるようになったといふことは、このようにさまざまの習俗から推論することができるし、その場合に各地方の習俗の相違が婚姻形態の古いものから新しいものへの推移を示していることも明らかであろう。だが、これらの事実をあげて例証してみせて、女家に聾の宿をとるといふだけで、

「常の衣食を別々にして居る者を、嫁の家族に編入せられたものの如く解して、忽ち女系支配の世の面影をそこに求めようとするなどは、危ういといふよりも寧ろ無法なる資料の濫用である」と論じているのは、いかにも唐突な印象をあたえる。昭和三年に公表され昭和四年に刊行された「聾入考」の時点では、高群逸枝の著書はま

だ出ていない。とすればこれは誰に対する抗議や当てこすりなのであろうか。その点は問わぬとしても、これもし日本の婚姻習俗に女系の痕跡を認めようとする考えの批判であるとしたらたはずれであるし、批判対象の勝手な要約でもある。女家に聳の宿をとるだけで女系の婚姻様式の存在を立証したと主張するような学説はこれ以前にも以後にも存在しないからである。

柳田国男が聳入儀式を本来の招婿婚と混同されるのを恐れ、それと無関係だということを力説しているのは他の箇所にも見られるので、次の文章もその一例である。

「私の見る所では、誕生に産屋があり、葬送に喪屋があったと同じく、婚姻に婚舎のあることが曾ては必要であって、それを男女の何れの家に属せしめるかは、最初から必ずしも一定して居なかつたようである。従つて之を大昔の女系制の痕跡のように速断しようとする、必ず無理を言わなければならぬことになるのである」。はたして産屋や喪屋と婚舎を同列におけるものか否かについて彼は論証していない。出産の忌みや葬式のおそれと、男女が許し合えばかならず必要な居処とおなじ必要のもとに論じられる筈はなく、また前者はひとつの家

までの期間に相当の距たりがみられること、そのために独立の婚舎が必要だつたこと等を示しているにすぎない。もしこれらの事実からなんらかの解釈を導き出そうとすれば、彼自身が危惧し警戒したような母系制の痕跡を見出すことのほろがむしろ自然だという印象を受ける。またそれであればこそ彼は執拗なほど母系制の否定を強調したのであるが、その現実的な根拠はただひとつ、結局すべての聳入は一時的現象で最後には男家に女を迎えるというだけである。だがその唯一の事実が大昔から今日まで一貫してつづいているという証明はまったくない。ただ現在蒐集しうる婚姻習俗のなかに見られるだけである。

これに反して、推測や臆断はあまりにも多い。しかもその一つ一つはきわめて重大な問題である。たとえばさきに述べた産屋や喪屋と婚舎とを無雑作に同列におくことや、婚舎を「男女の何れの家に属せしめるかは、最初から必ずしも一定して居なかつたようである」という箇所がそうである。さらに二、三をあげてみる。

聳入に「聳隠し」と名づけて同年輩の男を必ず同行した理由を、「其男は嫁御が戸惑いをせぬように、又折角

族のなかの出来事であるのに、後者は異なる家と家とを前提としていることをまず考えなければならぬ。だがここではそれらに立ち入る前に、このような不用意な断定をあえてしてまでも女系制の痕跡を否定しようとした柳田国男の「速断」に注意する必要がある。

多数の客観的事実を集積して、それを比較検討したあげくに、ある種の結論を導き出そうとするのが民俗学の性格であった。ただしそれには限界があるので、それがどのようなものかは後に触れる。いづれにしても民俗学がある種の現象を解釈するのに慎重さが要することはこの学問の性格からいって当然のことであるし、柳田国男はそれを多方面で——たとえば「山の人生」でも「桃太郎の誕生」でも——実証してみせてくれている。ところが「聳入考」においては意外なほど実証が乏しく、それと逆比例して推測、臆断の多いのが目につくのである。不馴れた人は彼のあげた多くの実例を実証のごとく思い込むかもしれないが、少し注意すれば分るように、これらの実例はすべて婚姻儀式が地方によってさまざまに相違のあること、そして聳入が嫁入に先立っていること、また聳入儀式の簡略化を逆にさかのぼってゆくと聳入と嫁入

の縁談が厭にならぬように、少々でも男振の聳より劣つた者を選定した」と述べ、これを女の添人の女性と対比させ、興入に付いていった「侍女郎」の痕跡であると断定している根拠はなにか。はたして婚礼儀式に同行する男の添人と「侍女郎」と簡単に対比できるものかどうかなぜこのような添人が男に必要だつたのか。嫁がせっかくの縁談を厭にならぬようにわざと見劣りするものを添人にしたというのは、あまりに理に落ちて作り事のような気がするし、理屈の顔を立てるにしても、嫁が婚礼の初日に男を嫌う不安があるとか、かりに不安があれば男振りの劣つた男と見比べて解消すると考えるのはいささか不自然ではなからうか。またそう信じて行っていたとしても、それは意味不明のためあとから付け加えられた解釈であつて、この習俗の起つた原因はもっと深い重大な意味を持っていたのではなからうか。

更にこれらの事実から、「見合いが婚姻開始の古い方式、或は聳入よりも尚一つ前に、男女の相会した名残で無かつたかという想像は、(中略)必ずしも空なものとは言えなくなる」というのも、あらゆる聳入儀式が事実上の聚嫁婚だつたという大前提の下にはじめて成り立つ

想像であつて、実証にはならない。江戸時代に純粹の嫁入儀式が完成されたのちでも、武家社会では天保年間まで見合いということは行なわれなかつた。それが行なわれるようになったのはきわめて近世にぞくする。庶民社会ではそれ以前より見合いが行なわれ、武家社会よりもはるかに異性を選択する機会に恵まれていたが、それにして見合いが必要になつたのは嫁入儀式が完成されたからである。たとえ嫁入が柳田流の解釈による単なる儀式であつたにせよ、見合いが嫁入よりも古いという想像はかなり大胆なもので、これを実証するにはよほどの用意が必要であろう。

「村で分家といひ新屋といふもののが、段々増加して来た原因にも、或はこの婚姻別房の風習が加味して居るかと思ふが、それだけは又別に引離して考究してもよからう」という点も、これだけでは通じないので、柳田国男はたしかに農村問題を扱つた諸論文でこの分家別房の問題を論じている。だが私の記憶によれば、婚姻別房の風習を原因の一つとして居るものはないようである。むしろ婚舎を別に立てて提供したのは古い習俗で、それがしだいに廃れて嫁入と同時に女がただちに男家に引取

られるようになったのは都市と農村を問わず一般に見られる俗であるから、もし婚姻別房の風習を「加味」という程度にせよ原因として考へるなら、分家別家は増加するよりも減少しなければならぬ筈である。だが事実において分家別家は増加した。それは明治になつて二十石二十町とか十石十町という分家に関する規定が撤廃され、各人の自由裁量に任せられたからであつた。

もっと重要なのは私生児の問題である。柳田国男は書いてゐる。

「今日の戸籍制に在つて、ひとしなみに私生児として取扱つて居るものの中にも、元は二つの種類があつたことは認めなければならぬ。婚姻に親の許さざる婚姻があり得たと同様に、今いふ私生児の中にも単に父の家に迎へられなかつた『て有り児』も確かにあつた」

「稀に氣強い親が嫁入を承知せぬと、其結果は私生児を我家で養育することとなり、是に対しては実父には負担か無い。斯ういうことを繰返して、年取つてしまふ女も折々はあるといふことである」

「個々の小さな社会の旧來の道德によつて、所謂後指をさされたのは此種類の私通ではなかつた。私生児の生

れると否とは関係なく、淫奔は何時の世に於ても不品行な所業であり……」

現実の子が生まれて、その父も母も分つていながら、親が嫁入を承知しないといふことはもとより有りうるが、その場合に子供を女家に引取つて実父に負担を背負わせないという習俗はどうして生れたのであろうか。ここでは明治三一年の民法制定以前のことを問うてゐるのである。入籍しなければ私生児になるといふことは関係なく、女が男家に身を任せなければ子供を妻家で育て、それによつて男に負担を要求しないことが通念となつてゐる理由を問うてゐる。理屈から言えば反対の場合も成立するし、むしろそのほうが合理的であることは、父親が認知するだけで非嫡出子に財産相続の権利を認めてゐる現行民法に照らしても明らかである。だが実際の習俗は反対であつた。私生児、より正しく言えば妻家にとどまつてゐる子の扶養義務は男になつた。そしてそれを当然とする通念が古くからあつた。ではなぜそのような社会通念が生れ、現実には妻家の子供の養育費に困つていても男がかえりみぬようなシステムを社会は認めてきたのだらうか。「嫁入考」はこれに答えてゐない。

x

これに類したことは、探せば随所に見出せる。これまでも女家に嫁を迎へる婚舎のあつたものが、のちに婚舎が嫁の家に移つた事情を、「婚姻者雙方の生活事情の変化が、婚舎を嫁の家に置き同時に新婦を嫁方の監督に委ぬるを便とするに至つて」と片付けてゐるのもその一例である。婚舎を女家に設けるか男家に置くかは單純な便不便の問題ではない。その後の生活の中心がどこに据えられるかを決定する条件となるものであり、經濟的負担をどちらに帰するかに分れ目であり、生れ出る子供の生涯の根柢をどこに置くかの問題でもある。日常の便宜性では到底動かしえない原則的なものであつた。またそれなればこそ、生産活動の担い手である嫁がわざわざ生家はなれて嫁の家に通つたり泊り込んだりする非能率的なことも行なわれえたのである。したがつて婚舎の変化は質的、な「婚姻者雙方の生活事情の変化」が必要だつたので、それがたんなる日常的な便不便でないとすれば、どのようなものだったかを十分に明らかにしなければならぬ。かりに「新婦を嫁方の監督に委ぬるを便とする」

としても、その便利が可能になるのは婚舎がすでに鞆方に移ったのちのこと、それが婚舎移転の理由だとするにはあまりに薄弱であり、またその証明もまったくないのである。

鞆入の日の「鞆いぢめ」が嫁入本位になって嫁いぢめ儀式に転化したというの証明がない。「之を公認と謂っても又仲間の制裁と謂っても、共にほぼ当っている」と述べているが、この仲間の制裁とはなにを意味するのか。社会が個人の結合に参加するための儀式になぜこの種のものが創り出されたのか。また鞆いぢめは当然、嫁いぢめよりも古い型であるが、そもそも男女の結合の式でなぜ鞆に制裁を加えるような性格の習俗が生れたのか。これこそ重大な問題だと思ふのであるが、なんら説明されていない。

近代社会の「家の結婚」を、「親の愛情を以て本人の智慮に代位する」と規定するのは、この書物のみならず、柳田国男の後期の著作にも一貫してみられる基本的信念であるが、いかにこれが現実と矛盾しているかは、女性史を扱うところで改めて触れたい。ただここで注意しておきたいのは、その根拠として彼のあげている諸事

余って困るようになれば受ける方が躊躇する。つまりは土地と人口との釣合の問題である」と断定している。これは、そのような例が民俗学の採集した習俗のなかに見られるということで、むしろ近代化した生活のなかで起ってくる事情である。家が貧しくて働き手の娘をなかなか手放したくないということは、けっして農村ばかりでなく、都会でも有りうるし、現代でも通用する心情であった。ただしそれはここで言うような土地と人口の問題でなく、個々の家々の経済状態から説明できる事柄である。だが結婚の承諾がもと女家を中心をおき、やがて男家にイニシアティブが移ったということは個々の家の事情で左右されるものでなく、土地と人口の釣合に関係なく、したがって一貫性をもった歴史的現象であった。

実が他の場合とちがって庶民でなく戦国時代の武門の例だということである。封建制度が武家の手で確立してから、武家社会の倫理やしきたりが指導原理となって庶民の生活にも影響を及ぼしたことはだれもが知っている事実であるが、それとこれを混同することはできない。明治になって幕藩体制が崩壊するまで、武士と庶民の生活原理は依然として別箇のままであった。だからこそ民俗学は書かれた支配階級の歴史と異なる庶民の伝承を丹念に発掘し採集しなければならなかった。まして戦国武門の「人質やら嫁やら分らぬような縁組」や「幕府の允許を得なければ縁談を調べてはならぬという禁令」を例にあげて、娘の自由意志に任せておけぬという親の愛情や願慮が家と家との結婚を生み出したというのは、こじつけとしても成立しがたい。庶民は原則として庶民どろしで結婚したので、右の例は例にもならぬからである。

「鞆入考」はさらに、結婚にたいする親の承諾はもと女の父母だけを意味していたこと、それがのちに男の側の両親の「女房を持たせる」とか貰ってやるとかの言葉を生むようになったことをのべ、その原因として、「家族の手が足りないで困る際には、渡す方の承諾が得難く、

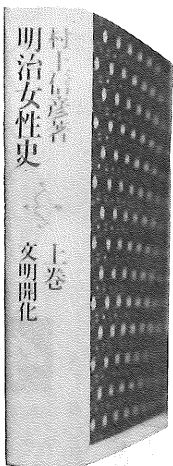
言いかえるならば、かつては女家の発言権が強かったということであった。これまた重大な問題であって、なぜかという問いに答えるには、民俗学の領域にとどまてはいられないのである。

このように、「鞆入考」にはきわめて多くの問題が未解決のまま横たわっている。すくなくとも柳田国男の記述では解けがたい問題が少くない。そして各地の習俗の具体的な記述にたいして、それらが提起している問題の処理が推測や臆断や回避の目立っていることに気づくのである。大きな生活現象にあれば、精緻な分析を示してみせた学者が、なぜ婚制についてはこれほど歯切れがわるいのであろうか。私たちはここで改めて民俗学の方法論と、それが果しうる限界について考えてみたい。

書き下し全三巻

上巻・文明開化

八八〇円



明治女性史

上巻
文明開化

東京神田／神保町一

振替東京651736

理論社刊

目取後の人

4

上原三子

森の家の日記

(四)

一九四七年三子

「星」と、K先生は、ベッドに仰臥のまま、胸を波うたせて声をだされた。

「はい」、私はペンを置く。

「どうぞ、おきかせねがいます。」と答える。そして、先生の方をみる。

先生はちょうど、むかしの、田舎の小学校の生徒が立って朗読をするときのような、朗らかな声で、くぎりをつけながら、彼女の詩を読みだされるのであった。

そのような、ベッドの上のK先生のおつむの髪は、長く黒く、ひたいはしろくひろく、そしてまろくて、非常

に清潔だった。われわれの彼女は、火の国の日記にはじめての出あいのことを書いて、「ふりあおぐと、なかなかの好男子にみえた——」と書いてあるが、その感じは枕の上の漆黒の髪にのこっている。

章の区切りがくると、先生は、「ふふ、逸っべめ、くそまじめに、こんなことを書きおって」と瞑目され、次の章を、読みつがれるのである。

「星」

私が負っている七赤金星 南国てきな星だと 占

師がいった

この世をわがものがおに あることないこと 口に
だしてさえぎり

いつも陽気で のほろほろで

たしかにそうだ 私はこの星を負ってる

おしゃれで 偽善てきで

むきだしなかおでは 一時間もいまいとする

いつもつくったかおで

美の雰囲気—それがほとんどできそこねていても

まぼろしの霧—それがむざんにやぶれていても

生き甲斐をそうした美に感じ 雰囲気を感じてる

だが私は 私に知性がある

この知性がたえずべつものをもとめ

まことの世界や 愛の世界に あこがれてるのを知

る

また私のおそろしく飛躍てきな わがものがおのふ

るまいが

まわりのひとに 有毒なものであるのを知るとき

私はここからおそれるのだ

私はいま 私が負ってる南国の星 七赤金星の星に

かたねばならないのだ

おおせめてもの晩年に

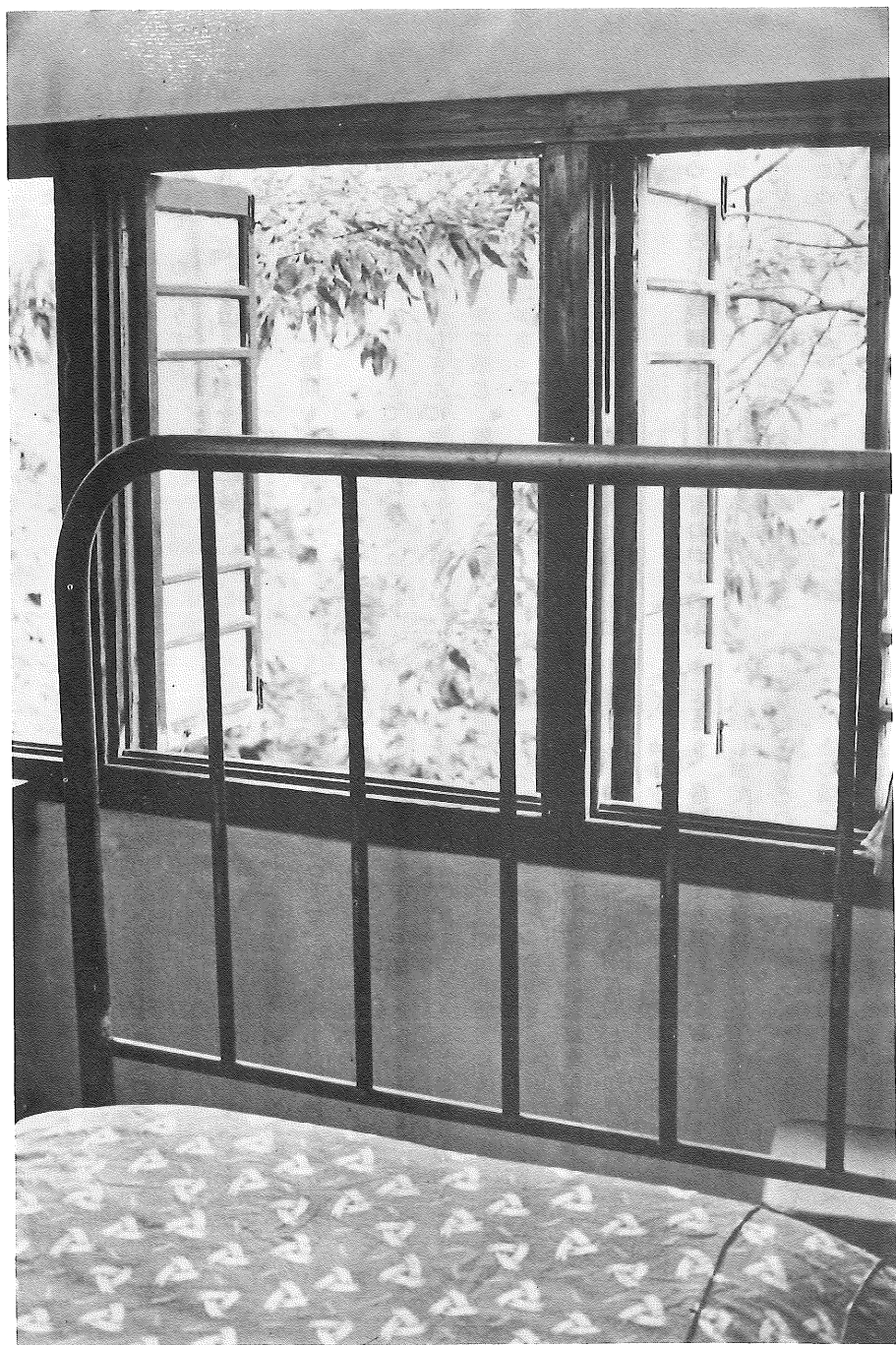
私はべつもの よい星に生まれ変わるう

「一九四七年です。六月六日に書いています」

「一九四七年。ああそれは、終戦の次の年。私はその頃、結婚したばかりで、たちまち、結婚とはなにか、わからなくなっていました。それに、みんな、餓えていました—女たちはただただ働いていて」

「そうです。そうでしょうとも。こんなのがあります。

『星』の三日前だ。『開拓的研究者は、その方法が帰納的であるため、中途に幾回となく帰納が錯雑、後になつて、幾回となくこれを訂正せねばならない。カードの書き直し、表の訂正等、幾十百回とも知れない。そのあげく、カードも表も真っ黒で、何が何だかわからないものとなり、最初からやり直しとなる。きょうもそのことで収拾しがたいことになり、くたびれ、気力さえうせた。食糧不足なのでよけいこたえる』—そう書いてあるので、あの頃二人とも、栄養失調で、よく枕を並べて、このベッドの上へたばっていたものですよ。」



K氏の頬にかすかな赤みがさし、そして急に「はっはっは」と高い笑いをされる。この笑い声はK氏に独特のもので、檜の切口の匂いのような、樵夫の斧のひびきのような、笑い声である。

「十七日もり——逸枝、下跛のいたみを訴え、尿意頻数。朝食か、ころ数個で腹内熱をもち、四肢マヒ、あきらかに栄養失調の症状。夕方、矢野雅雄夫婦来。新茶、矢野克子詩集『いしずえ』。十八日、はれ——山口さんスープ2リットル、ソース、ビタミンAD、うどん一、おむすびと煮豆など。くたくたに疲れた」

「—先生、では、そのあと、私がお読みいたしましたしゅう」

そういつて、私は全集第九巻を、氏のお手からとりあげる。第九巻、小説・随筆・日記篇。菊判、五二五頁。

それは仰臥されている氏の両掌には、いかにも持ち重りするようにみえる。とりあげてはならないのではないか、ふと私は、そう思う。

いま、K氏に感じられているのは、第九巻というものにまとめあげられた、一冊分の、彼女の体重のごときものではあるまいか。

氏のお胸と、両手首の折れかがまろうとするあいだにある高群逸枝という存在、朱色の表紙の、第九巻の著者は、この森の家の（女性史学研究所と、戦時中名づけられていた）女あるじであった。彼女なきいま、理論社の手を経て、編者であり、はじめての読者であり、著者の夫君である人の胸の上に、ある種の安定をもってひろげられているその朱色の本は、いかにも、この森の背にこそふさわしい。森の生命はこの夜も、このようにして保たれる。

古典的で非常にがっしりしている簡素なベッドと、それに仰臥されているK氏と、K氏の胸の上に、朱色の鳥のようにとまっている彼女、それは彼女の死後といえども、一対の存在の様式をつくりえているが、そのような存在はといえば、生命そのものもつ本来性、あの無心さによって、沼のようにいとなまれている首都の夜の中に在りえていた。

彼女の本はさつきから、あの新しい本というものはじめて頁を開かれるときの、まっさらな、固い音をたてていた。K氏のひたいはうっすらと上気し、片方の視力しかないお目がしばらくくけむっていて、とじられる。

氏の両の手首は空間をさまよひ、そのまま胸の上に伏せられる。そして、本の、彼女の重みは、私の両掌の中に移ってくるのである。そのときかすかに、沼の匂いを嗅いだ、と私はおもう。それは植物的な腐臭である。そのような文明の中を、どっぶり、いま、くぐりつつあるのだなおもわぬではない。

しかし、私は読みいだす。紙はしろくて、まるで古生代の原生林の木から採ってきたような、芳香をたてる本であったから。

「——『十九日、木よう、くもり。』

両三日くるしんだ。夜はほとんど不眠。不眠のあいだに『女性史学』の研究題目や、その方法に関してかんがえた。題目はあらゆるものが対象となりうる。家族制、婚姻制等の大きなものから、衣服、ことば、女性観、民話民謡、諸芸術、宗教等いっさい。そして方法としては、それらを通史的に、または特定の、女性の地位との関連において研究すること。その場合、研究の基盤となるべき女性の地位に関する基礎的もしくは、方法的見方の問題については、べつに考えがある……」

朝は起きぬけに、例の「K先生の大演説」からはじま

ったのである。

「……道子さん、これからの歴史学はね、分業化してゆくのですよ。そしてそれは協同研究という形で進むでしょう。たとえばある機関に属する研究者たちが、充分な予算と、いながらにして日本をはじめ各国からおのずと集まってくるほう大な資料とをあたえられて、協同的に研究をする、そういう形でやらないと、これからの研究は進めにくいところにきている。もちろんある自由な個人の天才的なオリジナリティと献身にまたねばならぬ未開の領域は無限に残されてはいる。こうした場合、まづ個人の限られたエネルギー、時間、資料等々の問題についてその研究に見合った条件が充たされねばならぬ。

そこで、逸枝のように、個人で、まったく、とぼしい金で、資料をあつめて、研究に従事するためには、極度に生活費を節したり、外界と遮断して時間を有効に使うことをしたりしなければならぬ。ましてあんな、死にかかったのら猫にでもひたすら愛情をかたむけて、溺れこんでいくようなひと、人間との関係では溺れこんで、死ぬような思いをして、なかなか回復しない、そんな彼女にとって、「面会謝絶」と「門外不出」は必然の処置

だった。ひとたび学問にむかえば、彼女はやはりそんな風な、つまり初発の魂をもってぶつかるとは、しかしここでは、彼女は不動の理性と勇気を持続することができたのですよ。

そのような学問のやり方は、つまり初発の心のごときはもう、現代のメカニックなやり方の中では通用しにくいけれども、人間の回復をねがって―彼女の知恵が、あなたと同じように、彼女は貧乏人で、貧乏人の心を持っていて、つまり人類の大部分、人類の側にぞくしていて、あなたが水俣病を、たとえば科学の方からでなくて、社会科学の方からでなくて、人間そのものの中からみて、知恵をひらいて資料あつめをやり、人の時間をサクシユ、いや搾取ではない、つまりそのことで相手に反対給付を、つまりよろこびをあたえて、そこから真実をひきだして人間の原存在の意味を問う形で、水俣病という公害にとり組んでゆくように、全く彼女も、自分一人の知恵で、日本歴史の基本的資料をととのえ、幸い、その中から大鉱脈をみつげだして、あのような研究をやったのけていた。

彼女は日本の古文献の中にうずもれていた招婿婚を掘

り出してきて、確実な歴史文献による実証を欠く原始社会の研究に、土管をあげたのですよ。大きな土管を。まだこのことが正しく理解されているかいなかは、いま問うところではない。これはもう時の問題にすぎないと思われるのだから……。

あのひとは、あのひとの心は、人類ともいづもあって、僕はそれをおもう……彼女はやはり天才者だった……。彼女は三十七歳で研究にはいったが、僕はもっと早く準備をしてやれたらなおよかったと思う。もっとはやく気づくべきだった……。

今朝は牛乳にしましょう。そうしましょう。そして二度じきでよい。僕はあまり食べたくありません。

あなた、風邪はなりましたか？ なおったの。そりゃよかったなあ」

そこで私はとんとんと二階をおりて、非常に簡単で、十分に栄養的な、二度食のための、食事をつくりにかけるのである。

朝食

麦めし

味噌汁
ブタ肉
カボチャ
油あげ
ネギ

ウニ

白菜漬

フクミ (先生名づける) 昆布

梅干

牛乳 (先生)

。夕食

麦めし

人参卵とし
バター
ネギ
生キャベツ
パセリ

牛乳

ミカン (二個ずつ)

フクミ昆布

朝食は、まず、彼女にお茶をあげることから始まるの

であった。

私が、「きょうは、とても、いいお茶の色です」といってお湯のみを持って立ちあがると、先生は、彼女の写真をみあげてうなずかれ、

「うん、今朝はとていい顔してますよ。逸っぺ」

といわれるのである。秋色ちかい庭であったから、その茫々たる草景色も降り立ってよくみれば、水引草の花盛りであったりする。そのようなかそかな花たちであってみれば、ひしひしと群生して露をふくみ、この館に添っていた。そのような草花をつんで、彼女への供花とすることは、野遊びめいた森の暮らし、いや、まぼろしのくらしをつづけるための、リアリズムであった。

この日、道子、「海と空のあいだに」第八回できあがり。「熊本風土記」に送稿。

十月十六日 はれ

インクがきれいでしたから、経堂へ行ってまいります、と申しあげると、

「そう、ひとりで行けるようになりましたか。では、

今日は、彼女の會遊の地豪徳寺へご案内しておきましょう

う」

まったく先生のお体のおぐあいには天と地ほどに変転さだめなく、そのようなことをおおせいだされると、私は

パッとあたりがひらけて、東京の空をみあげたりする。

そのような日は、きまって、この世田谷の森の上の空がうっすらとスモッグを払い、せつないほど、ほんのかすかな青さで、秋晴れの空となっているのであった。

豪徳寺、井伊家菩提寺。逸枝の葬儀は、豪徳寺の僧たちによっていとなまれたのである。この寺域も櫛の齒の欠けてゆく形で、世俗とのまじわりをあらわしすぎる。マンションが入り込んでいたり、群小の無名墓があらばかれていたりするのである。

この寺に井伊家夫人たちの墓多く、直弼の墓を探したがみあたらず。ほぼ、それらしきものと見当つけしのみである。

招福と書いたお堂があり、猫堂という。早朝にちかひのに、もう濃いあざき色のあづま菊が供えられてあった。相場師や水商売の女性たちのおまいりが多いという先生のお話である。お堂の道ぞいに、小さな泥づくりの招き猫。その塗りのよほどにくずれかけてちよこなんと座す

を三匹、先生の教唆により、というより期せずしてその心おこり、買物かごの中に安置する。

「おサイ銭、入れておかぬと、忽ちにして仏罰をこうむりますよ」

といわれ、十円、おサイ銭箱に納め、それから鈴ふり鳴らして退散する。

豪徳寺界限は二度目の平凡社つとめのころ、K先生の散歩区域であった。

そのころ、この山門のあたりには朝霧がたちこめていた。

「一雲水たちが、山門の内を竹ぼうきで掃いていたりある早朝は、二、三十人ばかりの若い僧たちが、雲水たちが、ワラジをつけて、今しも托鉢に出かけようとするのに、出逢ったこともあったなあ。山門から、ばらばらと八方に散ってゆくのです。

その人たちは、実にゆゆしい顔をしていて、目つきがいい。きびきびしていて、野性的で、キツネ、うん、野ギツネのような精かな面がまえしとったなあ。左手にしゃく杖をもって、右手に網代笠をもって、墨染の衣を裾みじかに、朝の山風になびかせて。

あぎゃんしたことは、今はもう見らんなあ。その頃は人が三人でも抱えまわされんような大杉やけやきが山内であって、うっそうとしていたものでしたよ」

豪徳寺と満中在家（森の家所在地旧名）の間の八幡宮の境内まできて、私はへたばり、石段の下の地べたに座りこんでしまった。

先生はのほほんとして、そのまま医者さまにまわられ、古賀書店と巖南堂へ電話されるといってお元氣さである。

げげんのきわみである。

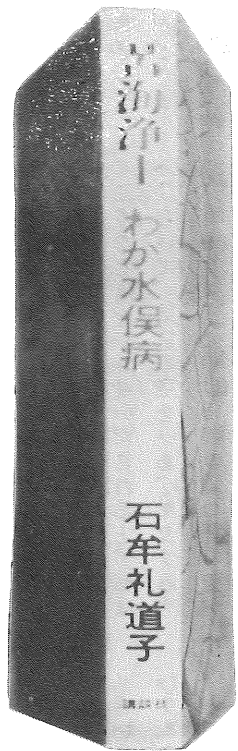
古書をあきなう巖南堂と古賀書店について、先生の講義。数字がとび出してきたので、午前中のつかれも加わって、講義は耳を素通りした。そして先生にすぐに見破

られるのである。

「ああ、ダメだ。まったく仕方のない人だ。こういうことになる、何をお考えになっているんだか、ぼくは一人で発言していて、損をした」

そうおっしゃって立ちあがられる。彼女ののこした資料についてのご感想であったのにちがいない。

夕方、東京の空、白くなる。庭木の木の葉、その空に固定して無限にひろがる。さきほどのK先生の歩き方を考えていて、この、木の葉のごとし。氏のゆきたもうところ、しばしば、自動車を停めて、ならべられるのである。武蔵野は、小丘陵が波をうっている。豪徳寺は、その中でもゆったりと小高。



定価四六〇円

講談社

東京・文京・青羽

高群さんの思い出

種元勝弘

高群さんが亡くなられてから早くも四年と半ばを流れていったかと、昭和三十三年十月十九日の高群さんとの出会いをなつかしんでいます。それは私が、文部省文化財保護委員会主催の講習会に上京していたおりのことで、



土地不案内の私は、当時実践女子大に在学中の次女に案内させて、高群さんの家を訪問したのでした。お土産に人吉のお茶を少しばかり持参しました。あちこち尋ね回

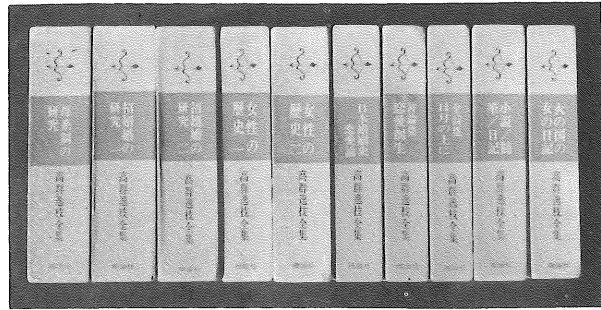
わったすえー東京の番地はなかなか複雑でー「それはあの森のある家でしょう」というわけでやっと訪ねあてたのでした。そんなわけで暮れやすい午後の四時過ぎになってしまいました。

高群さんはちょうど階下におられ、憲三さんも御一緒でした。おうちに上がり、コーヒーのおもてなしを受けましたが、高群さんは非常に喜んで下さって、球磨郡の思い出を話され、またその後のようす等を尋ねられ、あるいは私の主宰している人吉文化のことでは、いい仕事をしていると励まされました。また私は、前に大阪毎日新聞に五木の子守歌のことを書いたとおり、高群さんから、その新聞を送ってくれるようにいわれ、新聞を送ったところ、草木染を送って下さった礼を改めて申したのでした。その草木染は、その後ネクタイに使ったのを今も保存しています。

それから、高群さんは御自身の仕事について、研究のむつかしいこと、そのために、ずっと排他的生活をつづ

けていることを話されました。

話のあいだに、タロコ(鶏の名)が高群さんの肩の上にとび乗ったが、高群さんはタロコを肩から膝の上に抱きとって愛撫しながら、タロコは私がいあまり熱心に勉強しているのと頭の上に乗って痛いほど脳天をつつくなどと笑っていました。



ことに忘れ難いのは、娘(獅子当時十九歳)を「かわいい嬢ちゃん」と呼んで、色々とやさしく話しかけられ、「お父さんと一緒にいいですね」とおっしゃったしんみりとしたことばが、今でも私の心を離れません。高群さんはその後のお便りでも何度か娘のことにふれて下さったこともあって、こんな忘れ得ぬ短

い出会いもあるのかと思っております。一期一会という語はこんなことの中に味わえるのでしょうか。

暮れるに早い秋の日、私達は横浜まで帰らねばならぬので辞去すると、高群さんは憲三さんとともに森の家の門まで送って下さいました。私が記念の写真を撮らして下さいと言ったら、高群さんは「私は門から外へは出ないことにしていますから…」と門際すれすれにタロコを抱いてカメラにおさまって下さいました。もう暮れ方に近く、私の技術の未熟は勿論のこと光り不足で不十分ですが、「火の国の女の日記」の四一五頁の写真は、こんな事情からのものでした。

その後、おたよりごとに、必ず「人吉文化」についておはげましをうけましたが(四十三年六十一号をもって休刊)、あの時のタロコが死んだ時には、タロコが死んだという、その弔歌

タロコちゃんよおねむりよ

ねむりの国はよいお国

風も吹かねば雨もまた

ふらない国とききました。

タロコちゃんよおねむりよ

ねむりの国はよいお国

いつもお前がとめてた

わたしの膝のような国

を葉書に書いて送って下さいました。私にはこの歌のところがよくわかるような気がします。

高群さんが亡くなられて後、私達は高田素次さんと、熊本県球磨郡球磨村の橋本憲三さんのご生地へ注・私の生地は現人吉市(全集年譜)。この球磨の家には私は彼女といくたびか父母をみまわったことがあるのみで、住んだことはない。IKVに墓所をと思ひ、当時球磨村の教育長であった私の同級生那須繁雄君を通じて計画したこともありました。その後水俣に決定されましたので中止いたしました。

昨年、憲三さんから、高群逸枝雑誌をお送り下され、

その中の「火の国の女の日記の後」を読んで、高群さんと形影相伴うて生きられた来し方を思い、最近自ら持衰と書かれている日々の御生活を尊く思い、心に迫るものを覚えます。

「火の国の女の日記」とは奇しくも命名されたものです。高群さん御夫妻との出会いは短い時間でしたが、二人の静かな生活の中に、女性史の完成に精進していられる火のような熱意―それでいて、娘へのやさしいことば、ここまでお送りいたしますと門際まで送られ、余情残心といふことばを何気なく示された深々としたおもてなし、私はここに火の国の女性のほんとうの姿があるのではないかと、今でも時にふれて懐しく思っています。(附言)球磨育ちの私には高群さん憲三さんと呼ぶことは、さん(様)とどん(殿)を使いわける球磨ことばとして、更にまた憲三さんが球磨出身であるという親しみからも、ピッタリとする語感からであることを附言します。



編集

編集室メモ

刊行の趣旨ときまり

- ①この雑誌は高群逸枝に関する研究成果ならびに資料の掲載を主たる目的とし、季刊をたてまえとする。原稿生産の遅速・分量によって発行回数またページ数の増減が考えられる。編集同人の合議制によって運営される。
- ②研究論文・エッセー・評伝・創作等、表現の形式は自由である。
- ③特別寄稿<同人外の寄稿>のために相当のスペースをあてる用意がある。たとえば数百枚の長編でも分割完載されよう。
- ④読者の感想・学習グループの通信などを歓迎する。
- ⑤雑誌の継続希望者は、(1)前もって申し込んで置いて下さい。そして雑誌が届けられたとき定価のみ<送料加算不要>送金して下さい。切手代用でも構いません。(2)1年500円預託されて置いて可。いつでも精算の必要があるときは残金を返却します。

- ×原稿締め切り=第5号は変更して8月7日。第6号11月7日。
- ×高群全集は何巻か品切れのものがあって現在揃いは買えないとのこと。いずれ重刷されることは確実といっているが、いつということはわからない。次号ではお知らせすることができらうと思う。
- ×村上氏「高群逸枝と柳田国男」は石牟礼氏「最後の人」とともに一般から注目されている。村上論文については毎日新聞学芸らん4月3日の記事によって、東大法学研究室I氏、高群についての卒論を書いて大学を出たというH氏など10通ばかりの注文があった。この雑誌にとってめずらしいことである。この号の続稿は多忙な「明治女性史」中巻の執筆のあいだに書かれたものであり、今後の続稿も同じ状況下に執筆されるわけで、編集者としては執筆者にすまない気がするけれども、このテーマそのものは氏が多年あためていられたもので、氏も少々ムリをされても続けられるであろう。自然に筆がとまる時がくるまでは。
- ×定価を実費程度に改めた。1部125円。季刊1年4回分500円。
- ×当番者は病院の内科と循環器科で治療中ようやくこの編集ができた。

印刷者 下田 等